

C 経 済 基 盤

C-1 産業構成

C-1-1 産業別就業者数：就業者総数（常住地ベース、従業地ベース）

産業項目名：農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

C-1-1 就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者のほか、勤め先はあるが休みはじめてから30日以上にならない者、あるいは、30日以上でも賃金、給料を受け取ったか、または受け取ることになっている者及び個人経営の事業を営んでいる者で休業してから30日以上にならない者をいう。

C-1-1-1 産業別就業者数（常住地、従業地ベース）

国勢調査では、産業（大分類）別に15歳以上就業者について、以下の区別がなされている。

① 常住地による15歳以上就業者数

自宅で従業 自宅外の市町村で従業 市内他区で従業 県内他市町村で従業 他県で従業

② 従業地による15歳以上就業者数

市内他区に常住 県内他市町村に常住 他県に常住

なお、本書では①の合計を常住地ベース、②の合計を従業地ベースとして掲載した。

C-2 経済活動水準

**C-2-1 農業産出額 C-2-2 農業就業者数 C-2-3 製造品出荷額等 C-2-4 工業就業者数
C-2-5 商業販売額 C-2-6 商業就業者数**

資料元 農林水産省「生産農業所得統計」「農林業センサス」 茨城県統計課「茨城の工業」（工業統計調査）
茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査）

資料元について

- **生産農業所得統計**……農業生産の実態を価値量的に把握し、農政の企画・立案、地域振興計画策定等のための基礎資料を提供することを目的に、市町村を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計を加工して推計したものである。
- **工業統計調査**……毎年12月31日に工業の実態を明らかにすることを目的に、日本標準産業分類の「大分類F 製造業」に属する4人以上の事業所（国に属する事業所は除く）を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査する。
- **商業統計調査**……5年ごと（本調査の中間年に簡易調査）に商業の実態を明らかにすることを目的に日本標準産業分類「大分類J-卸売・小売業」に属するすべての事業所（国及び地方公共団体が経営する事業所は除く）を対象に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を調査する。

C-2-1 農業産出額

農業産出額は、全国の市町村を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計を用いて推計されている。

この農業産出額は、当該年（1月1日～12月31日）における市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求められている。このため、中間生産物（種苗、苗木類、子豚等）のうち市町村間で売買されたものは、それぞれ当該市町村の生産物に含まれることになるので、市町村別農業産出額を単純に合計した県計及び全国計には、市町村間で取引された中間生産物の分が重複計上されている。

なお、市町村別農業産出額は、耕種及び畜産等の農業生産によって得られた農産物（【算式1】）と、これらを原料とする加工農産物（【算式2】）とを区別して次の方法により推計されている。

【算式1】 個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農産物農家庭先販売価格

注：個別農産物生産数量＝個別農産物の収穫数量－個別農産物のうち中間生産物の数量

【算式2】 個別加工農産物の産出額＝（個別加工農産物の生産数量×個別加工農産物農家庭先販売価格）
－（個別加工農産物の原料数量×個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格）

C-2-2 農業就業人口

15歳以上の農家世帯員のうち、農業のみに従事した人又は農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主（年間を通して多く働いた方）である者のことである。したがって、年間農業にわずかにしか従

事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているため留意する必要がある。

C-2-3 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

C-2-4 工業従業者数

12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業員数との合計である。常用労働者とは次のいずれかの者をいう。

- ①期間を定めず又は1か月を越える期間を定めて雇われている者。
- ②日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③人材派遣会社からの派遣従業員、親企業からの出向従業者などで、雇用期間が①、②に準ずる者
- ④重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ⑤事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

C-2-5 商品販売額（卸売業＋小売業）

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の商品販売額をいい、消費税を含んだ額である。

C-2-6 商業従業者数（卸売業＋小売業）

6月1日現在でその店の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、法人・団体の有給役員を含む常時雇用従業者をいう。

C-3 事業所規模

C-3-1 従業者規模別事業所（民営）数：総数，#1～9人（#1～4人），#10～19人，#20～29人，#30人以上

C-3-2 従業者規模別従業者（民営）数：総数，1～9人（#1～4人），10～19人，20～29人，30人以上

C-3-3 産業別：農家数，経営耕地面積（#田，#畑），第2次産業，第3次産業

資料元 総務省統計局「経済センサスー基礎調査」 農林水産省「農林業センサス」

資料元について

- 経済センサス**……事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにする事を目的に、個人経営の農林漁業、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全国のすべての事業所を対象に、事業所数、従業者数、事業の種類、売上高等を調査する。

C-3-1 従業者規模別事業所（民営）数

※ 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備とを有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

C-3-2 従業者規模別従業者（民営）数

※ 従業者

調査の期日現在その事業所に所属する従業者をいう。なお、従業者の区分は次のとおりである。

- ①個人業主……個人経営の事業所の経営主で、実際にその事業所の経営を行っている者をいう。
- ②家族従業者……個人業主の家族で賃金や給与を受けずに、その事業所の仕事に従事している者をいう。
- ③有給役員……法人・団体の役員で常勤、非常勤を問わず給与を受けている者をいう。
- ④常用雇用者……その事業所に常時雇用されている者をいう。臨時・日雇又はパートタイマーという名称の者でも、1か月以上の期間を定め雇用されている者は含まれる。
- ⑤臨時雇用者……1か月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者をいう。
- ⑥派遣従業者……労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら他の会社など別経営の事業所で働いている者をいう。

C-3-3 産業別

※ 産業分類

第1次産業には、農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、及び公務（他に分類されるものを除く）がそれぞれ含まれる。

○農家数

ここでいう農家数は、専業農家、第1種兼業農家及び第2種兼業農家の合計数である。

なお、農家とは、調査日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がそれに満

たない場合であっても、過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

また、専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家をいい、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。さらに、兼業農家には、農業所得を主とする第1種兼業農家と農業所得を従とする第2種兼業農家がある。

○経営耕地面積

ここでいう経営耕地面積とは、経営耕地面積のうち、田、畑及び樹園地の合計数である。

C-4 所得水準

C-4-1 総所得金額 C-4-2 納税義務者数

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

資料元について

● 市町村財政実態資料……各年度分の決算状況について各市町村からの報告を取りまとめたものである。

C-4-1 総所得金額

総所得金額とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得（土地建物等以外にあるもの）・一時所得・雑所得の各種所得金額について損益通算し、その結果黒字の金額が残っているときはこれらの所得金額（長期譲渡所得及び一時所得の金額については、その合計額の2分の1）の合計額をいうものであるが、更に損失の繰越控除の適用がある場合には、この控除後の金額が総所得金額となる。

「市町村財政実態資料」には、以下の5種類所得者別に「総所得金額等」として示されており、本書ではその合計を“総所得金額”として掲載している。

① 給与所得者 ② 営業所得者 ③ 農業所得者 ④ その他の所得者 ⑤ 分離譲渡所得者

C-4-2 納税義務者数

納税義務者数とは、上記に記載されている5種類別所得者の納税義務者の合計である。

C-5 雇用

C-5-1 雇用者数 C-5-2 自市町村内就業者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

C-5-1 雇用者

就業者のうち、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・臨時日雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている者をいう。

C-5-2 自市町村内就業者

当該市町村に常住する就業者のうち、就業地が自市町村の者をいい、自宅か自宅外かを問わない。なお、就業者についてはC-1を参照。

C-6 通勤

C-6-1 他市町村への通勤者数 C-6-2 他市町村からの通勤者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

C-6-1 他市町村への通勤者数

当該市町村に常住する者で、県内外を問わず（県内他市町村で従業＋他県で従業）、他の市町村で従業する者の数である。

C-6-2 他市町村からの通勤者数

当該市町村で従業する者で、県内外を問わず（県内他市町村に常住＋他県に常住）、他の市町村に常住する者の数である。